

「資産寄付」に関する報告資料

2016年9月21日

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

はじめに

シーズでは、2001年の認定NPO法人制度及び寄付税制の創設をはじめ、日本における寄付文化の醸成と社会貢献活動の発展を目指して、制度改正・税制改正に取り組んできた。

その一連の取り組みでの到達点として、2011年の「新寄付税制（個人の寄付金税額控除導入等）」をもって、個人の「金銭」による寄付については諸外国と比較しても概ね遜色の無い、世界水準の寄付税制を実現できたと評価している。

一方で、個人の「資産（現物）」による寄付については、これまで主要テーマとして取り組めてこなかったことから、多くの課題が残されている。今回の事業では、これら「資産寄付」をはじめ、NPO法人等が資産を譲り受け、その資産を活用・保全しながら次世代へ継承していくのが当たり前の社会の実現を目的に、現状を調査し、障害となる制度や税制を分析した上で、実際に制度改正等を実現することを目標とする。

●本件における政策提言（アドボカシー）のフェーズとサイクル

1. 現状の分析と立法事実の調査【取組中】
2. 解決策の検討と運動体の構成【準備中】
3. 税制改正等による解決策実現【未着手】
4. 税制・支援策等の普及・活用【未着手】
5. 税制・支援策等の検証・分析【未着手】⇒1. に戻る

2016 年度は年初からの通常国会において、NPO 法改正が実現するかが焦点となり、シーズのリソースの多くをNPO法改正に投入せざるを得なかった。6月1日に奇跡的にNPO法改正案は全会一致で可決・成立したが、資産寄付関連を含む、税制改正への対応は遅れがちとなってしまった。こうしたことから、2017 年度（平成 29 年度）税制改正での大幅な改正実現は困難である。したがって、大きな方向性としては 2018 年度（平成 30 年度）税制改正等での実現を目指して、継続して取り組んでいく所存だ。

1. 現状の分析と立法事実の調査【取組中】

アドボカシーを行うにあたって、まず最初に重要なのは、現状の調査と分析である。これらの作業は非常に地味ではあるが、これを丁寧にやらないことには問題の解決は不可能である。2016 年度は現状の把握に努めるとともに、資産寄付に関連する情報収集を行った。

●現状

- ・資産寄付に関する統計等

⇒直接的な統計は無し

※「みなし譲渡所得課税の非課税承認（租特法 40 条）」の件数程度

- ・資産寄付に関する税制等の支援策

⇒一部有り、ただし貧弱

※「みなし譲渡所得課税の非課税承認」や重要文化財等の譲渡所得非課税等

- ・資産寄付に関する意向・関心等

⇒不動産（空き家・空き地）では 1 割～2 割存在、他の種別では不明

※金銭寄付に比べて、調査研究がまだ多くない

・資産寄付の事例や傾向等

⇒シーズの接触範囲内での感覚としては増加傾向であり、潜在的な需要は大

【現状の寄付税制】

	生前	死後（遺贈）	死後（相続寄付）
金銭 ※1	寄付金控除	相続財産から控除 + 寄付金控除	寄付分は非課税 + 寄付金控除
資産 ※2	「みなし譲渡」 寄付者に課税	「みなし譲渡」 特定遺贈：相続人に課税 包括遺贈：団体に課税	「みなし譲渡」 寄付者に課税

※1：寄付金控除が受けられるのは認定NPO法人等の対象団体への寄付のみ

※2：資産寄付で「みなし譲渡所得課税」があった場合でも、※1の寄付金控除対象団体であれば、上限まで控除を受けられる可能性が高い（調査中）

【各資産種別の概要】

資産種別	把握事例の有無	傾向等
不動産（土地）	ナショナルトラストや福祉などを中心に事例有り 生前・遺贈・相続など ※適用条件厳しいが「マイホーム特例」や「空き家特例」等の優遇税制有	直接利用もあるが、売却や賃貸による間接利用も多いようだ
不動産（建物）	土地とセットが多いがマンションなども事例有り	同上
借地権	把握事例無し	—
株式等	個人立の助成財団等を中心に事例はかなり有り	税制面だけでなく、出光での事例のように議決権行使のあり方等課題多い
美術品・骨董品等	美術館等への寄贈を中心に事例はかなり有り ※寄付先が限定的ながら優遇税制有り	作家本人・所有者双方とも特に相続時の課題多い
貴金属等	把握事例無し	—
特許権・著作権	把握事例無し	—
その他（船舶等）	把握事例無し	—

●問題

現在もまだ取組み途上ではあるが、既に判明している問題は次のような点と考えられる。

・資産寄付の実態や現状が不明

日本においても統計的な把握が進んできた金銭寄附に比べ、資産寄付の実態は闇に包まれており、これも一因となって支援策拡充や普及が進んでいない。

・資産寄付に関する法制・税制が複雑で難解

資産寄付は金銭寄付と違い、その種別ごとに適用される法令や税制が異なるため、場合分けが必須となる。加えて、寄付者と受入団体の状況等に応じて、それがさらに細分化されていくため、複雑で難解なものとなり、寄付者・団体はおろか専門家でも理解困難。したがって、実務でさらに敬遠されていくようだ。

・資産寄付に関して税制上の支援が貧弱かつ煩雑

資産寄付については広く国民の多くにメリットがある支援税制の整備が遅れていると言って良い。かつて、個人の寄付金控除は所得控除方式のみで、適用下限額も「所得金額の3%または20万円どちらか低い方（S42）」だったが、金銭寄付については中低所得者に有利な税額控除方式が導入され、適用下限額もついには「2,000円（H24）」まで引き下げられるなど、草の根寄付の促進に向けた制度改正が進められ効果を上げている。

一方で、資産寄付は一部の富裕層が行うイメージが強かったためもあるのか、こうした動きがほとんど無く、脱税・潜脱防止のためか、限られた支援策の中でも非常に条件・審査等が厳しく煩雑になっている。

・資産寄付に関して寄付者・受入団体側が知識・経験不足

そもそもの事例が少なく、公開されていてオープンに利用できる情報はさらに少ないことから、特にNPO法人等では各寄付者・団体が試行錯誤で取り組んでいる状態のようだ。ファンドレイジング一般にも言えることだが、現場の活動を抱えながら、複雑難解な資産寄付の受入にまでは手が回らず、結果として申出があっても実現しないこともかなりある模様。

（・資産保有・活用時の支援策が貧弱）

寄付された資産の保有や活用の際にも税制面を中心に課題も多いと思われるが、現時点では詳細は不明である。

●最近の動き

資産寄付については、官民双方で動きが出てきている。

政府側では、昨年度の政府税制調査会で「遺産の社会還元」が一つのテーマとなった。直接的には相続税に関係する議論ではあるが、ここ数年で大きく社会問題化してきた「空き家・空き地問題」には既に今年度から譲渡所得の「空き家特例」が設けられた背景もあり、今後の動向を注視したい。

空き家問題では、国交省が来年度予算で空き家等の活用を進める事業を概算要求しており、その中で空き家の自治体等への寄付を推進することが盛り込まれている。税制改正要望には盛り込まれなかったが、こちらも注目だ。

また、関連する法制の一つでは「相続法制改正」や「公益信託制度改正」等が検討されており、その担当は法務省である。相続法制はもちろんだが、公益信託制度改正ではこれまで「金銭」に限定されていた信託財産の制限を撤廃する方向で議論が進んでおり、結果次第では資産寄付に大きな影響を与える可能性がある。

平成 29 年度税制改正要望では、内閣府（公益法人）・厚労省（社会福祉法人）・文科省（学校法人）の共同要望として、みなし譲渡所得課税の非課税承認の手続き簡素化が要望された。

以上のように、様々な省庁が動き始めているという状況だ。

民間側では、資産寄付の中でも、特に遺産に関する寄付（遺贈・相続財産寄付）に関して、日本ファンドレイジング協会が中心となり、シーズも参加している遺贈寄付推進会議が情報収集や研修開催等に取り組んでいるほか、富裕層寄付等に関しては、新経済連盟が提言をまとめている。

こうしたことから、資産寄付推進は「遺贈・相続財産寄付推進」「空き家・空き地問題」などにフォーカスされる、ここ数年が大きなチャンスであり、千載一遇の好機と言える。

2. 解決策の検討と運動体の構成【準備中】

前述の各問題を解決するための解決策を現在検討に取り掛かっている。

実現したい社会は・・・

《「資産寄付」をはじめ、NPO 法人等が資産を譲り受け、その資産を活用・保全しながら次世代へ継承していくのが当たり前の社会の実現》

- ・「みなし譲渡所得課税」など税制上の障害撤廃（寄付特例等の実現）
- ・資産寄付に詳しい専門家や団体の可視化・ネットワーク化（または一元化）
- ・資産寄付の推進・仲介・普及等を担う組織の構築 etc

※その他、鋭意検討中

●関係構築

これまで、税制改正がほとんど実現してきていないように、税務当局の壁は大変強固である。シーズだけの力でこれを突破するのは困難であるため、これらの各分野の団体と連携して運動していくことが得策であると考えている。

現在は、これまでのシーズの関係性を活かしながら、協働してくれるパートナーを開拓している最中だ。

3. 税制改正等による解決策実現【未着手】

当面は、1. と 2. を進めながら、同時並行で税制改正要望に上がった「手続き簡素化」についても認定 NPO 法人等を対象とすることを求めていく。

内閣府からも立法事実不足（データ不足）が指摘されているところなので、合わせて、本件に関する関心喚起や事例収集も進め、海外との比較調査等も行いたいと考えている。

4. 税制・支援策等の普及・活用【未着手】

5. 税制・支援策等の検証・分析【未着手】⇒1. に戻る